

重度障がい者に必要な在宅介護のあり方の検討について

1 検討会について

(1) 検討会の目的

札幌市の今後の施策検討の参考とするため、重度障がいのある方の在宅介護のあり方を踏まえ、重度訪問介護に必要な在宅介護の時間数と個別的な支給決定(非定型)のあり方などについて、それぞれの立場から、様々な意見交換や議論を行うために設置した委員会です。

(2) 委員の任期

平成 30 年6月から平成 31 年3月末まで

(3) 会議の進行方法

各委員の相互理解により進めることとなり、議論の方向性など、何らかの決定の際にも多数決といった手法は極力行いません。

(4) 委員会の開催方法等

議事録や資料の一部について、札幌市ホームページ等に掲載するなど、公開する場合があります。

2 検討の背景

(1) 重度訪問介護の支給時間の拡大について

札幌市では、平成 18 年4月の障害者自立支援法施行後、重度障がいのある方の長時間在宅介護の充実に向けて、重度訪問介護の介護時間数を段階的に拡大してきました。

【札幌市の長時間在宅介護の延伸経過】

年度	取組状況
H16 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌新まちづくり計画」において、「全身性重度障がい者 24 時間介護体制の確立」を計上 ・H18 年度(計画最終年度)に、最重度の障がいのある 2 類型に限定して、月 720 時間(1 日 24 時間)の介護時間数の拡大を実施
H22 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアを活用した、本市独自の介助制度として「パーソナルアシスタンス事業」を開始
H25 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・2類型のほか、夜間等に支援が必要な重度障がい者に対して支給時間数を拡大 ※月 330 時間の上限時間を、月 450 時間又は月 540 時間まで拡大

(2) 重度訪問介護の事業費と支給決定者数等の推移

札幌市の重度訪問介護の支給決定者数は、H19年度(利用者数 170人、予算額約 5.7 億円)と比較して、約 270人増加し、予算額では約 32 億円増加しています。直近3か年だけでも、約 70人増加し、予算額では約 13 億円増加しており、今後も増加していくことが予測されます。

【札幌市の重度訪問介護の予算額等】

年度	支給決定者数	予算額	決算額
H19 年度	170 人	566, 655 千円	857, 559 千円
H27 年度	368 人	2, 420, 986 千円	2, 649, 498 千円
H28 年度	384 人	2, 685, 043 千円	2, 860, 519 千円
H29 年度	437 人	3, 116, 251 千円	3, 326, 932 千円
H30 年度	442 人	3, 761, 128 千円	—

※H30 年度の支給決定者数は H30 年 5 月時点

なお、重度訪問介護については、原則、かかる費用の2分の1は国が、4分の1は都道府県が負担し、市町村は残りの4分の1を負担しますが、長時間介護の推進などにより、国庫負担基準を上回るサービス提供を行った場合、超過分は全額市町村が負担する仕組みとなっています。

札幌市は、H24 年度以降、国庫負担基準改定(増額)などにより、超過負担が解消していましたが、H29 年度は約 2.5 億円の超過負担が発生する見込みです。

国には、他政令市と共同で国庫負担基準の撤廃を毎年継続して要望していますが、現時点では、国庫負担基準が撤廃されるという情報はありません。

(3) 重度訪問介護の審査基準と支給量

- 市町村は、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定に関する審査基準(＝定型)を定めることとなっています。
- また、定型の審査基準のほかに、個々の障がい者の事情に応じて、非定型の支給決定を行う必要がある場合が想定されるため、市町村はあらかじめ非定型の判断基準を定めておくことが望ましいこととされています。

■札幌市の重度訪問介護の支給量

札幌市では、あらかじめ定めた支給審査基準により、障がい支援区分に基づく基本支給量に加え、一定の障がい状況や生活状況等の要件を設けて加算支給量を設定し、月に利用できる最大の介護時間数を決定しています。

【重度訪問介護の支給量】

障害支援区分	区分4	区分5	区分6
基本支給量	90 時間	100 時間	110 時間
加算支給量(最大)	220 時間	220 時間	430 時間
合計	310 時間	320 時間	540 時間

【加算の種類】

加算	時間(最大)	対象者像
①移動加算	60 時間	・単独での外出が困難な者
②単身加算	10 時間	・単身生活者又は家族の支援が得られない者
③二人ヘルパー加算	30 時間	・障がい状況から一人での介護が困難な者
④夜間等継続支援加算(Ⅰ)	120 時間	・夜間の見守り等、継続的な介助を要する者
⑤夜間等継続支援加算(Ⅱ) (※区分6のみ)	120 時間	・重複障がい者(知的又は精神) ・常時たん吸引を必要とする者 ・寝返り、飲水、排泄に介助を要する者 など
	90 時間	・重症心身障がい者 ・人工呼吸器を使用している者 ・強度行動障がい者 など

【特例基準】 H18 年度から、2 類型に限定して月 720 時間(1 日 24 時間)の特例基準を設置

- | |
|-------------------------------|
| ①進行性筋萎縮症により常時人工呼吸器を使用している者 |
| ②脳性麻痺により著明な不随意運動と著明な言語障がいがある者 |

- 札幌市の場合は、可能な限り、個々の障がい状況や生活状況を勘案した定型の審査基準を定めており、定型の支給量も他都市と比べて高い水準にあることから、現在、非定型の判断基準は設けておらず、すべて定型の審査基準により支給量を決定しています。
- そのため、定型の審査基準では、必要とする長時間介護の対象者要件に合致しない方や関係者などからは、定型の審査基準のみで必要な支給時間数を判断することは不公平であり、適当ではないといったご意見が寄せられています。

【本市と他政令市の審査基準のイメージ】

<p>■ 札幌市の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型の支給量が高い ・ 基礎的な項目に加え、外出や夜間支援の要否などの個別事情を勘案 <p style="text-align: center;">定型</p>	<p>■ 他都市の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型の支給量が低い ・ 定型部分は障害支援区分など、画一的な項目であり、非定型部分で個別事情を勘案 <p style="text-align: center;">非定型 定型</p>
--	--

3 他都市の審査基準（非定型）の状況

全国の 20 政令指定都市のうち、非定型を実施していないのは札幌市のみとなります。旭川市、函館市、江別市などの道内中核市等においても、非定型による支給決定が行われています。

4 検討会で行う議論や意見交換の基本的方向性

札幌市としては、重度障がいのある方にとって望ましい在宅介護のあり方を踏まえ、重度訪問介護により必要な在宅介護の時間や個別的な支給決定（非定型）のあり方について、様々な立場からのご意見をお伺いしたうえで、以下の課題を中心に、より良い施策に向けた議論や意見交換を行っていきたいと考えています。

(1) 重度障がい者の生活と在宅介護のあり方について

重度障がい者が地域で安心して普通の暮らしを送るためには、介護者と一対一の重度訪問介護だけでなく、通所による生活介護や就労系サービスなどの利用のほか、一般就労、その他の様々な社会的活動により構成されるものであることから、そうした観点からも、重度障がい者の在宅生活のあり方についての検討を行う。

(2) 重度訪問介護の支給決定のあり方について

重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)の導入検討に向けての課題や、必要な介護時間の適切かつ公平な支給決定のあり方(在宅で真に必要とする介護時間や客観的な評価方法など)についての検討を行う。

(3) 重度障がい者・障害福祉サービス等事業者の実態調査について

重度障がい者の在宅生活の充実のための施策と重度訪問介護の非定型導入を検討するために、現在の在宅介護の実態や障がい当事者や事業者の意識などを把握する実態調査の検討を行う。

5 想定スケジュールについて

今後のスケジュールは、以下のとおり想定しています。ただし、検討の状況により、変更となる場合もあります。

■ 第1回 検討会(H30.6月)

- ・札幌市の長時間在宅介護の現状と課題
- ・重度障がい者が必要とする在宅介護のあり方
- ・重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)のあり方
- ・今後の議論の基本的方向性の検討 など

■ 第2回 検討会(H30.8月)

- ・他都市の重度訪問介護の支給決定方法等について
- ・重度障がい者が必要とする在宅介護のあり方
- ・重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)のあり方
- ・重度障がい者、事業者に対する実態調査に向けた検討 など

■ 第3回 検討会(H30.9月)

- ・実態調査の具体的内容の検討 など

実態調査の実施(H30.10月～11月)

■ 第4回 検討会(H31.1月)

- ・実態調査の報告と調査分析、意見交換
- ・重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)のあり方

■ 第5回 検討会(H31.2月)

- ・重度訪問介護の個別的な支給決定(非定型)のあり方

■ 第6回 検討会(H31.3月)

- ・まとめ